

協議事項12

「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（文科省通知）」への対応状況について

「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（文科省通知）」への対応状況について、協議事項として以下のとおり提案する。

令和7年7月22日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 竹森 永敏

「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（令和7年7月1日付文部科学省通知）」に対する  
神戸市教育委員会の対応状況

通知文	対応状況
<p>(1) 各教育委員会におかれては、児童生徒性暴力等の防止等に関して、教師の服務規律の確保を徹底するとともに、今一度、教員性暴力等防止法及び基本指針を確認し、教師による児童生徒性暴力等の防止のため研修を改めて実施するなど、必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年6月30日付「教職員の服務規律の徹底について」通知文を発出している。</li> <li>・ 各校長会で本内容について直接説明し、校長から確実に所属教職員に周知するよう依頼。</li> <li>・ 令和4年度より毎年度、児童生徒性暴力等防止のための研修として、①啓発動画の視聴②自己点検（チェックリスト）の実施を全教職員に義務付けている。令和7年度は上記に加えて事例研修も行う。</li> </ul>
<p>(2) 研修等に当たっては、以下の点を含め、今一度周知を徹底すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員性暴力等防止法第2条第3項各号に規定する行為は児童生徒性暴力等に当たり原則懲戒免職処分の対象となること。</li> <li>・ 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年度の研修において周知してきており、令和7年度研修においても改めて左記内容を周知している。</li> </ul>
<p>(3) 被害を未然に防止する観点からは、教師と児童生徒等が第三者の目が行き届きにくい環境となる場面をできる限り減らしていくことが重要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年10月16日付「教職員等によるわいせつ事案の防止について」において、児童生徒と教職員等が二人きりの状況になるなど、他の児童生徒等や教職員等の目が行き届きにくい場面での指導については、真に必要な場合を除き行わないよう通知している。</li> </ul>
<p>(4) 執務環境の見直し等による密室状態の回避や組織的な教育指導体制の構築などの措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改めて各校長会等を通じて周知していく。</li> </ul>
<p>(5) 盗撮防止にあたっては、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にしていくことが重要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、日常点検として、学校園施設管理マニュアルなどを基に児童生徒がよく活動する箇所を点検するとともに、運動会などの行事前夜や暴風雨などの災害時に安全点検を行っている。</li> <li>・ 今回の通知を受けて、各校長会などにおいてこの日常点検実施時に盗撮防止の観点で、特にトイレや更衣室などを意識して点検するよう各学校園に依頼していく。</li> </ul>

通知文	対応状況
<p>(6) 教師が SNS 等を用いて児童生徒等と私的なやりとりを行ってはならないことはもとより、以下の点を徹底すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないようにすること。</li> <li>・学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないようにすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年6月17日付「教職員と児童生徒間の SNS 等を利用したやり取りについて」通知文を発出し、教職員と児童生徒間において SNS 等を利用して私的なやり取りについては一切禁止している。</li> <li>・令和6年10月16日付「教職員等によるわいせつ事案の防止について」通知文において、教師個人のスマートフォンについては、特に必要があると校長が認める場合を除き、児童生徒の活動場面には持ち込まないよう周知している。</li> <li>・令和7年6月30日付「教職員の服務規律の徹底について」の中で改めて周知徹底している。</li> <li>・電子記録媒体の管理については、神戸市情報セキュリティポリシーに基づき、貸出・返却の台帳（電子記録媒体等貸出承認兼返却確認簿）運用を規定している。</li> <li>・令和7年3月19日付「電子記録媒体等の適正管理について」通知文において、適正管理を行うよう改めて通知している。</li> </ul>
<p>(7) 児童生徒等や教師等に対する定期的なアンケート調査を実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少なくとも年3回、おおよそ学期毎に行っている「いじめアンケート（生活アンケート）」において自由記載欄を設けており、幅広く児童生徒からの声を聞いている。</li> <li>・教職員の相談窓口として「教職員相談室」や「教職員人事課への相談」のほか、「内部通報・相談窓口」「人事委員会に対する苦情相談制度」を設置している。</li> </ul>
<p>(8) 被害児童生徒やその保護者等が安心して相談できる環境の整備に取り組むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口として「わたしから神戸市への提案」や神戸市ホームページへの問い合わせのほか、市教委独自で「お困りごとポスト」を設置している。また、学校生活・教育についてのお困りごと（いじめ・不適切指導・性被害・学校生活全般）に対して「教育相談室」を設置しているほか、子ども向けの窓口として「こうべっ子悩み相談」・「ひょうごっ子 SNS 悩み相談」がある。</li> </ul>
<p>(9) 各教育委員会等が設置する相談窓口等を改めて児童生徒や保護者に対してしっかりと周知を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習用パソコンのデスクトップ上に教育委員会ホームページのショートカットが掲載されており、「悩み相談」のバナーをメニューのトップに配置し、周知している。</li> <li>・「教育委員会だより」（隔月発行）にて年3回「学校生活に関する相談窓口」を掲載しているほか、「すぐる」においても「こうべっ子悩み相談」・「ひょうごっ子 SNS 悩み相談」につき、年4回配信を行っている。</li> </ul>
<p>(10) 相談があった場合には各教育委員会において、警察等の関係機関と迅速に連携することも含めて、適切に対応すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでも相談等があった際には警察等の関係機関と迅速に連携してきている。</li> </ul>
<p>(11) 性暴力等が行われる事態が生じた場合には、原則として懲戒免職にするなど厳正な処分を徹底すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒に対するわいせつ行為は免職、その他のわいせつ行為についても原則免職とするなど厳正な処分を徹底している（「懲戒処分の指針」に明記）。</li> </ul>

教師による児童生徒性暴力等の防止等に関して、教師の服務規律の確保の徹底をお願いします。

7 文科初第904号  
令和 7 年 7 月 1 日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
望 月 禎

児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（通知）

教師が児童生徒等を盗撮し、画像などをSNS上の教師間のグループで共有し逮捕されたとの事案が報道されておりますが、こうしたことにより教師への信頼が損なわれるような状況が生じていることは極めて遺憾です。

教師による児童生徒性暴力等の事案が発生していることは言語道断であり、決してあってはなりません。

教師の立場を悪用して児童生徒性暴力等を行うことは、児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、教師が行う教育活動に対する児童生徒等や保護者からの信頼を著しく低下させ、安心した学校生活を脅かしかねません。児童生徒等の成長を真に願いながら日々真摯に子供たちに向き合っている大多数の教師や、ひいては学校教育全体の信用が毀損されることにもなり、断じて許されるものではありません。

文部科学省においては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）（以下「教員性暴力等防止法」という。）や同法に基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文部科学大臣決定。令和5年7月13日改訂。以下「基本指針」という。）に定める事項の確実な実施を求めてきたところですが、各教育委員会におかれては、児童生徒性暴力等の防止等に関して、教師の服務規律の確保を徹底するとともに、今一度、教員性暴力等防止法及び基本指針を確認し、教師による児童生徒性暴力等の防止のため研修を改めて実施するなど、必要な措置を講ずるようお願いいたします。特に、研修等に当たっては、教員性暴力等防止法第2条第3項各号に規定する行為は児童生徒性暴力等に当たり原則懲戒免職処分の対象となること、その際、児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わないことを含め、今一度周知を徹底していただくようお願いいたします。

また、被害を未然に防止する観点からは、教師と児童生徒等が第三者の目が行き届きにくい環境となる場面をできる限り減らしていくことが重要であり、執務環境の見直し等による密室状態の回避や組織的な教育指導体制の構築などの措置を講じるようお願いいたします。

さらに、今回の事案にも関することですが、盗撮防止にあたっては、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にしていくことが重要です。また、教師がSNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりを行ってはならないことはもとより、教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないよう、また、学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないよう徹底していくことが必要です。

また、事案の早期発見・対応のため、教員性暴力等防止法及び基本指針を踏まえ、引き続き、児童生徒等や教師等に対する定期的なアンケート調査の実施や、被害児童生徒やその保護者等が安心して相談できる環境の整備などに取り組むようお願いいたします。教師による児童生徒性暴力等が行われる事態が生じた場合には、任命権者におかれては、教員性暴力等防止法及び基本指針に基づき、原則として懲戒免職にするなどの厳正な処分の徹底をお願いいたします。

また、各教育委員会等が設置する相談窓口等を改めて児童生徒や保護者に対してしっかりと周知を行い、相談があった場合には各教育委員会において、警察等の関係機関と迅速に連携することも含めて、適切に対応するよう、お願いいたします。

児童生徒等を教師による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意の下、各関係者が一丸となって実効的な措置を講じていただきますようお願いいたします。

なお、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（以下「こども性暴力防止法」という。）は、公布の日（令和6年6月26日）から2年6か月以内で施行することとされています。こども性暴力防止法の施行に向けて、こども家庭庁と連携しながら対応を整理しているところであり、御承知おきください。

なお、都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会にもこの内容について周知し、一層の取組を促していただくようお願いいたします。

この他、教師の服務規律の確保の徹底に向け、近日中に、各都道府県教育委員会教育長及び各指定都市教育委員会教育長の皆様にお集まりいただくオンライン会議を実施します。詳細は追ってお知らせしますが、御参加くださいますようお願いいたします。

#### 【参考URL】

《教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について》

概要：「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の概要をはじめ、これまで発出された通知や動画、行政資料など各種情報をポータルサイトにまとめています。

URL：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html)

《教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針》

概要：「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために、文部科学大臣が策定したものです。

URL：[https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt\\_kyoikujinzai01-000011979\\_11.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240718-mxt_kyoikujinzai01-000011979_11.pdf)

〔担当〕 文部科学省：03-5253-4111（代表） 初等中等教育局初等中等教育企画課（内線2588）
---

## 緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議

### 議事次第

1. 日 時 令和7年7月10日（木）14：00～14：15
2. 場 所 オンライン会議
3. 議 題
  - （1）児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について
  - （2）その他
4. 資 料
  - 説明資料 「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（通知）」について
  - 関連資料 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要
  - 参考資料1 1人1台端末を活用した相談窓口の整備・周知について
  - 参考資料2 警察庁関係資料（匿名通報関係）
  - 参考資料3 こども家庭庁関係資料（こども性暴力防止法の概要）
5. 出席者 都道府県・指定都市教育委員会教育長等  
※文部科学省からの出席者は以下のとおり
  - 望月 禎 初等中等教育局長
  - 常盤木 祐一 初等中等教育局初等中等教育企画課長
  - 千々岩 良英 初等中等教育局児童生徒課長
  - 後藤 教至 総合教育政策局教育人材政策課長

# 「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（通知）」※について

## 各教育委員会において取り組んでいただきたいこと（通知から抜粋・要約）①

※ 7文科初第904号 令和7年7月1日付  
初等中等教育局長通知

### 研修の実施等関係

- 各教育委員会におかれては、児童生徒性暴力等の防止等に関して、教師の服務規律の確保を徹底するとともに、今一度、教員性暴力等防止法及び基本指針を確認し、教師による児童生徒性暴力等の防止のため研修を改めて実施するなど、必要な措置を講ずること。
- 研修等に当たっては、以下の点を含め、今一度周知を徹底すること。
  - ・教員性暴力等防止法第2条第3項各号に規定する行為は児童生徒性暴力等に当たり原則懲戒免職処分の対象となること
  - ・児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わないこと

### 被害の未然の防止関係

- 被害を未然に防止する観点からは、教師と児童生徒等が第三者の目が行き届きにくい環境となる場面をできる限り減らしていくことが重要。
- 執務環境の見直し等による密室状態の回避や組織的な教育指導体制の構築などの措置を講ずること。
- 盗撮防止にあたっては、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にしていくことが重要。
- 教師がSNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりを行ってはならないことはもとより、以下の点を徹底すること。
  - ・教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないようにすること
  - ・学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないようにすること

# 「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（通知）」※について

## 各教育委員会において取り組んでいただきたいこと（通知から抜粋・要約）②

※ 7文科初第904号 令和7年7月1日付  
初等中等教育局長通知

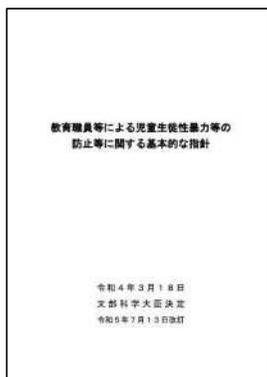
### 相談体制の整備、厳正な処分関係

- ☑ 児童生徒等や教師等に対する**定期的なアンケート調査**を実施すること。
- ☑ 被害児童生徒やその保護者等が安心して**相談できる環境の整備**に取り組むこと。
- ☑ 各教育委員会等が設置する**相談窓口等を改めて児童生徒や保護者に対してしっかりと周知を行う**こと。
- ☑ 相談があった場合には各教育委員会において、**警察等の関係機関と迅速に連携**することも含めて、適切に対応すること。
- ☑ 教師による児童生徒性暴力等が行われる事態が生じた場合には、教員性暴力等防止法及び基本指針に基づき、**原則として懲戒免職**にするなどの厳正な処分を徹底すること。

参考URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html)

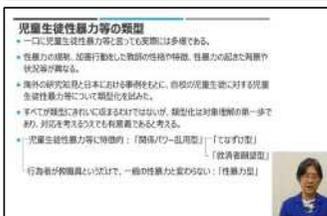
### 【教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について】

概要：「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の概要をはじめ、これまで発出された通知や動画、行政資料など各種情報をポータルサイトにてまとめています。

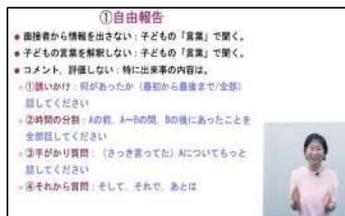


①教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針  
(令和4年3月18日 文部科学大臣決定 令和5年7月13日改訂)

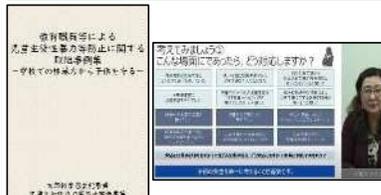
②児童生徒性暴力等の特徴について (講師：藤岡淳子 大阪大学大学院名譽教授)



③事実調査のための面接－司法面接を参考に－ (講師：仲真紀子 北海道大学名誉教授)



④教育委員会等における取組事例集・教育職員向け研修用動画 (講師：上谷さくら 弁護士、藤岡淳子 大阪大学大学院名譽教授 後藤弘子 千葉大学大学院教授)



# 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要 ※令和3年6月4日公布

## 骨子

※令和5年6月23日公布の刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和5年7月13日一部改正

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等**）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備等**）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、**令和4年4月1日**。データベース関係の規定は、**令和5年4月1日**。

## 定義（ポイント）

**児童生徒等**：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者  
**教育職員等**：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員  
**特定免許状失効者等**：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

**児童生徒性暴力等**（第2条第3項）：①児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること、②児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること、③刑法第182条(面会要求、自撮り要求等)、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為、④痴漢行為又は盗撮行為、⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ  
 ※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

## 法が定める各施策

### 基本的な指針

- 各施策を総合的かつ効果的に推進するため文部科学大臣が策定。（第12条）  
 ※ 作成・変更の際は内閣総理大臣（こども家庭庁）との協議を実施。
- 法に定める内容の他、右の内容等を明記。

- ・ 児童生徒性暴力等については原則懲戒免職処分とするべきこと
- ・ データベースには、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積
- ・ 採用希望者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施

### 防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**（第13条・第14条）  
 ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等  
 ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**（第7条・第15条）  
 ・ 国によるデータベースの整備、都道府県 教委による迅速な記録の実施教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**（第16条）  
 ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

### 早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**（第17条）  
 ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**（第18条・第19条）  
 ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）  
 ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）  
 ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護・支援**（第20条）  
 ⇒ 上記の規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者についても準用（第21条）

### 教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**（第22条）  
 ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能  
 ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**（第23条）  
 ・ 都道府県教委に設置  
 ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

## 附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

# 1人1台端末を活用した相談窓口の整備・周知について

参考資料1

- 児童生徒や保護者が悩みを誰かに聞いてほしいと考えた際に、すぐに相談・支援に繋がることができる体制を整備することが重要です。これまでも、
  - ・ 1人1台端末を活用し、子供のSOS相談窓口を集約して周知することや、
  - ・ その際、各種相談窓口の情報が、相談支援を必要とする児童生徒に確実に届くよう、1人1台端末を活用する際のポータルサイトや、ブラウザのお気に入り機能等を活用して、各種相談窓口に繋がれるようにすること等を周知してきたところです。
- 各教育委員会におかれては、今般の性暴力事案や最近の生徒指導上の様々な状況も踏まえ、児童生徒やその保護者が日常的に安心して相談できる環境が整備されているかどうかについて再度確認するとともに、引き続き、必要な環境の整備と、その周知をお願いします。

## <相談窓口の整備・周知の具体例>

- ・ 児童生徒が常日頃からアクセスする頻度の高いブラウザの初期ページやポータルサイトなどへの掲載
- ・ 相談窓口に関する情報のブックマークや、端末のデスクトップなどへの掲載
- ・ 1人1台端末から直接相談できる相談窓口（チャット、心の健康観察など）の整備・周知 等

事件・事故の発生時や休暇前などの相談需要が増える時期においては、改めて児童生徒や保護者に必要な情報が届くよう、再度周知徹底をお願いします。

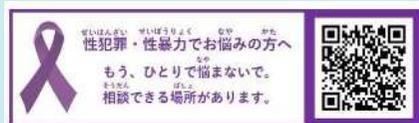
- また、相談があった場合には、各教育委員会において、警察等の関係機関と迅速に連携するなど適切に対応するようお願いいたします。

## <子供のSOSの相談窓口>

文部科学省ウェブサイトでは、下記のような、性犯罪・性暴力、不登校など、お困りごとに対応可能な窓口を一覧化しています

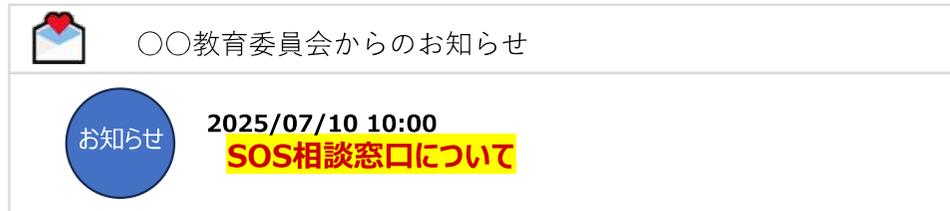


こちらからアクセス



# 1人1台端末を活用した相談窓口の周知例

## ●学習e-ポータルのお知らせへの掲載



**子供のSOS相談窓口**

いじめで困ったり、ともだちや先生のことによって不安や悩みがあったりしたら、一人で悩まず、いつでもすぐ相談してください。

- 【自治体のSNS相談】[QR]
- 【民間の相談窓口】[QR]
- 【24時間子供SOSダイヤル】  
なやみいおう  
0120-0-78310（通話料無料）

## ●ブラウザのブックマークへの掲載機能



## ●デスクトップアイコンとして相談窓口を掲載



# 安全な社会を創るための匿名通報事業

## 事業目的

犯罪組織からの報復や嫌がらせのおそれがあり、通報を躊躇する事犯

被害者の置かれた立場等から、本人からの申告が期待しにくく、被害が潜在化しやすい事案



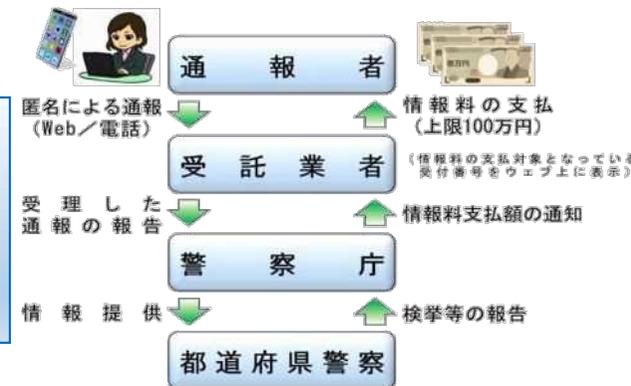
『匿名』で通報を受け付け、警察が捜査等に活用



犯罪の検挙や組織実態の解明、被害者の早期保護

## 通報手段

電話 / Web  
(受託業者対応)



## 対象事案

- ①暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与する犯罪等
- ②薬物事犯
- ③拳銃事犯
- ④特殊詐欺
- ⑤少年福祉犯罪
- ⑥児童虐待事案
- ⑦人身取引事犯
- ⑧オンラインカジノ賭博事犯
- ⑨犯罪インフラ

## 情報料

事件検挙、被害者保護等への貢献度に応じて、最大10万円（犯罪組織の壊滅に資する情報については最大100万円）の情報料が支払われる

**特殊詐欺**

**犯罪組織**

**人身取引**

**拳銃**

**偽装結婚**

**見逃した犯罪!!**

**児童買春**

**児童虐待**

**オンラインカジノ**

**匿名通報**

有力情報には最大10万円  
犯罪組織の壊滅に繋がる情報には  
最大100万円を支給!

**薬物**

電話・ウェブサイトから匿名で情報提供できます。情報は警察に通報し、捜査等に役立ってます。

**オンライン受付**

URL [www.tokumei24.jp](http://www.tokumei24.jp) 右記二次元コードでウェブサイトにアクセスできます

匿名通報

●匿名通報ダイヤル

とくめいつうほう

やってサンキュー

電話受付 (通話料無料)



**0120-924-839**

月～金 10:00～17:00

時間外の場合は緊急受付期間内が、24時間受付ホームページ、または、携帯サイトから通報をお願いします。

**! 緊急の場合は110番して下さい!** ※110番は、匿名通報ダイヤルへの通報として取り扱われません。

※支給額は情報に基づく捜査等への貢献度によって決定します(最大100万円)。※本事業は、警察ではなく委託者が情報提供を受けておりますが、匿名性の厳守については十分に配慮しております。

# こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 令和6年法律第69号)

趣旨	児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が <b>教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じる</b> ことを義務付けるなどする。	
対象事業者	学校設置者等（第2条第3項）：学校、児童福祉施設等この法律で義務対象となる事業者 民間教育保育等事業者（第2条第5項）：学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等この法律で認定対象となる事業者	
対象事業者の責務等	<u>学校設置者等及び民間教育保育等事業者（第3条第1項）</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・教員等及び教育保育等従事者による<b>児童対象性暴力等の防止</b>に努める</li><li>・児童対象性暴力等の<b>被害児童等を適切に保護</b>する</li></ul>	<u>国（第3条第2項）</u> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校設置者等及び民間教育保育等事業者がその責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な<b>情報の提供、制度の整備</b>等の施策を実施</li></ul>
対象事業者に求められる措置等	安全確保措置	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"><div style="width: 45%;"><p><b>初犯対策</b></p><p>(1) こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置</p><ul style="list-style-type: none"><li>・危険の早期把握のための児童等との<b>面談等</b>（第5条第1項等）</li><li>・児童等が<b>相談を行いやすくするための措置</b>（相談体制等）（第5条第2項等）</li></ul><p>(2) 被害が疑われる場合の措置</p><ul style="list-style-type: none"><li>・<b>調査</b>（第7条第1項等）</li><li>・被害児童の<b>保護・支援</b>（第7条第2項等）</li></ul><p>(3) 教員等の<b>研修</b>（第8条等）</p></div><div style="width: 45%;"><p><b>再犯対策</b></p><p>(4) 対象となる<b>性犯罪前科の有無の確認</b>（第4条等）</p><ul style="list-style-type: none"><li>・児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要</li><li>・学校設置者等の現職者は、施行から3年以内に確認（第4条第3項等）</li><li>・民間教育保育等事業者の従事者は、認定から1年以内に確認（第26条第3項）</li><li>・確認を行った従事者については、その後5年ごとに確認（第4条第4項等）</li></ul></div></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"><p>特定性犯罪前科の確認対象</p><ul style="list-style-type: none"><li>㉗ 拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年</li><li>㉘ 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年</li><li>㉙ 罰金：刑の執行終了等から10年</li></ul></div>
	情報管理措置等	<p>○ 犯罪事実確認書等の適切な管理（第11条、第14条等）</p> <p>○ 利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止（第12条等）</p> <p>○ 犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告（第13条等）</p>
指導・監督	<p><u>安全確保措置の指導・監督</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校設置者等：各所管法令に基づき、所管庁が監督</li><li>・認定事業者：国（こども家庭庁）が直接監督（定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表、等）</li></ul>	<p><u>情報管理措置等の実施状況の指導・監督</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国（こども家庭庁）が直接監督（定期報告、報告徴収及び立入検査、公表、命令、等）</li></ul>

施行期日：公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日